～　議題２　地域少子化対策重点推進交付金について　～

１　交付金の概要と課題

平成 25 年度（2013）に創設された「地域少子化対策重点推進交付金」（内閣府子ども子子育て本部所管。以下「交付金」という。））については、地方公共団体が実施する、「結婚、妊娠、出産、子育て」に関する様々な事業を申請することが可能です（次年度の事業メニューの概要は資料３参照）。

一方で、毎年度事業をステップアップさせる必要があるほか、恒常的な運営経費に係る３年ルールの適用、既存事業が原則として対象とならない（※事業を見直す場合は対象）など（cf.申請ﾏﾆｭｱﾙ P30、QA113）、交付金をなかなか利用しにくいといった意見があることも事実です。

また、少子化対策として、そもそも「結婚、妊娠、出産、子育て」に係る取組みではなく、経済対策・雇用対策など、他の施策中心に取り組むべきではないかといった意見もいただいております。

少子化対策の推進については、様々な施策が一体となって実施することが重要ではありますが、他の政策と比較すれば、交付金が補助する「結婚、妊娠、出産、子育て」に関する支援の取組は、行政主導により実施がしやすく、また、行政が主導しなければ、実施できない施策も多数含まれていることと思います。

なお、先日実施した所要額調査においては、結婚新生活支援事業（資料３P15 参照）を中心として、本交付金を活用しない理由について、次のとおり御意見を頂いているところですが、下記「２　広域的な事業展開」にも記載のとおり、「道が中心となって結婚新生活支援事業を実施する市町村を拡大させる取組（計画）」の推進が、連携コース参画のための要件の一つとなっています。

〇交付金の申請を希望しない主な理由

主な理由	令和４年度	令和５年度
住民ニーズ・費用対効果への疑義	２４市町村	２４市町村
事務手続き・職員不足により対応困難	１４市町村	１５市町村
独自事業を既に実施している	１８市町村	１５市町村
財源不足により対応困難	１８市町村	９市町村
その他（検討中など）	３６市町村	４１市町村
合計	１１０市町村	１０４市町村

※例年９月に実施する所要額調査時点の市町村数のため、実際の未申請市町村数とは一致しない。

ついては、

①結婚新生活支援事業を既に実施している市町村については、その成果や住民等からの評価及び当該事業の広報等に際し工夫した点等を教えてください。

②結婚新生活支援事業を現状実施していない（実施を検討している場合も含む）市町村については、当該事業を取り組む場合の課題（取り組むことを検討した背景）について、教えてください。特に、資料 4-1 及び 4-2 を踏まえ、「結婚祝金事業」や他の類似施策を一切実施していない市町村については、なぜ結婚新生活支援事業の実施ができないのか、率直な御意見をお聞かせください。

③その他関係者の方については、資料３の交付金メニューについて、効果的と思われる施策など、御意見・感想等をお聞かせください。

２　広域的な事業展開

令和３年度（2020）に開始した交付金の新規事業である結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）（以下「連携コース」という。）へ参加するためには、現状、次の要件を満たす必要があります。

【要件】

①道が中心となって結婚新生活支援事業を実施する市町村を拡大させる取組（計画）
②結婚新生活支援事業を含む少子化対策等に係る地域の取組推進に係る協議会等の設置
③国の提示する重点課題事業のうち、道が「結婚支援」に関する事業、「子育て支援」に関する事業をそれぞれ一つ選択の上、市町村と連携して事業を取組むこと

一方、先日実施した道の所要額調査においては、令和５年度（2023）の連携コースへの参加を希望する市町村はゼロとなっています。

この点につき、連携コースへの参加を希望しない理由、又は、参加ができない理由について、率直な御意見をお聞かせください（市町村のみ該当）。

なお、道においてに、本協議会を活用し、年度当初から次年度の交付金申請に向けて、圏域市町村及び関係者と協議を行い、振興局単位の協働事業を検討する場合の対応の是非及び課題等についても、議題１の内容も踏まえて率直な御意見をお聞かせください。

※　上記１及び２について、別途、通知を行いますので、期日（12月６日・火を予定）までに、別紙様式にて提出をお願います。